

権利擁護

- *ひとり暮らしで日常的な金銭管理が心配…
- *認知症などにより判断能力が低下してしまった時の日常的な金銭管理や福祉サービス等の契約が心配…
- *これって、詐欺…？
- *もしかしたら高齢者虐待…？



上記のような、心配や困りごとはありませんか？
相談内容に合わせて、様々な機関と連携して対応しています。

《こんな事業や法律・制度があります》

○港北区社会福祉協議会 あんしんセンター
『日常生活自立支援事業』

- 成年後見制度
- 消費者被害
- 高齢者虐待防止法

- ★個人情報についての守秘義務等に遵守します
- ★早期相談によって未然に防ぐこともできます！

出前講座による 普及・啓発活動

地域の老人会やミニデイサービスなどに出向き、さまざまな講座を実施しています。

【基本編】

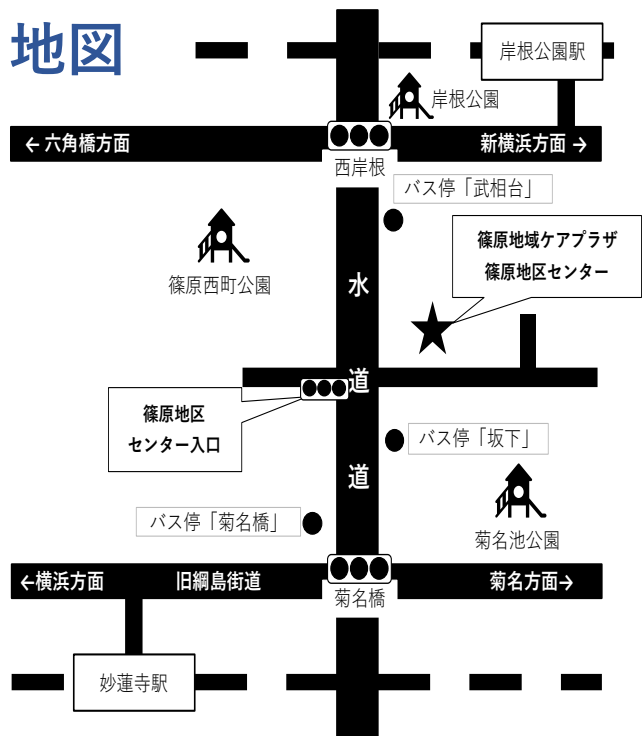
- *ケアプラザとは？
- *介護保険制度について

【分野別】

- *あんしんして暮らし続けるために
(成年後見制度・消費者被害防止
・エンディングノートなど)
- *認知症について
(認知症サポーター養成講座・認知症予防について)
- *いつまでも健康で過ごすために
(介護予防とは・自宅で実践！健康体操
・季節で注意したいポイント・体力測定をしてみよう
・お口の健康についてなど)

1講座あたり、30分～1時間程度。
ご希望がありましたらお気軽に
お問合せください。

地図



- 【開館時間】 月～土 午前9時～午後9時
日祝日 午前9時～午後5時
※夜間利用がない場合は、午後6時に閉館いたします。
- 【相談時間】 月～土 午前9時～午後6時
日祝日 午前9時～午後5時
※相談時間外は横浜市のコールセンターへ電話が転送されます。
- 【休館日】 第3月曜日(祝日の場合は、翌日(火曜日))
年末年始(12月29日～1月3日)
※デイサービスは年末年始以外全日対応

- 【交通】
- ◆東急東横線「妙蓮寺駅」徒歩10分
 - ◆市営バス291,38系統バス停「坂下」徒歩3分
 - ◆横浜市営地下鉄「岸根公園駅」徒歩15分

発行日：令和5年9月

横浜市篠原地域ケアプラザ 地域包括支援センター



ほら、
よこはまは
あったかい

篠原地域ケアプラザ
マスコットキャラクター
キクちゃん



社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
横浜市篠原地域ケアプラザ
(港北区篠原東2-15-27)



【TEL】

045-423-1230 (代表)
045-423-1270 (相談)

【FAX】045-423-1257

<http://www.yokohamashakyo.jp/shinohara/>

地域包括支援センターとは？

地域の身近な相談窓口です

横浜市では、高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう、地域ケアプラザと一部の特別養護老人ホームに地域包括支援センターを設置しています。

保健師または看護師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの3職種の職員が対応いたします。

ちょっとした心配事やお困り事もお気軽にご相談ください。

①総合相談支援

介護保険のほかにも高齢者の生活全般にわたって、幅広く相談を受け、必要なサービスや機関につなげます。

②介護予防 ケアマネジメント

介護予防に関する情報提供や生活機能の維持・向上が必要な方の相談支援を行います。

要支援1・2の認定を受けた方、事業対象者の方の介護予防サービスのケアプランを作成します。

地域包括支援センターの役割

③権利擁護

消費者被害の防止のほか、成年後見制度の利用支援や高齢者虐待の防止などに取り組みます。

④包括的・ 継続的ケアマネジメント

地域ボランティアの活動の支援や、ケアマネジャー、介護保険事業所、医療機関との連携を強めます。

総合相談支援

介護保険のほかにも高齢者の生活全般にわたって、幅広く相談を受け、必要なサービスや機関につなげます。

介護保険サービスを利用したい!!

- *介護保険とは？
- *介護保険の利用方法やサービスについて
- *介護保険申請(代行)
- *ケアマネジャーの紹介

介護予防~いつまでも元気に過ごすために~

- *介護予防とは？
- *健康体操について
- *食事やお口の健康について
- *地域の集まりや趣味の会などについて

権利を守るにはどうする？

- *これって、詐欺？
- *成年後見制度(法定・任意)とは？
- *もしかしたら高齢者虐待？

こんなときどうするの??

- *家族の物忘れがひどくなった...
- *家族の介護が大変...
- *介護サービス等に関する苦情



介護支援事業所

介護予防支援事業所（地域包括支援センター）は、介護予防ケアプランを作成し、利用者が文書により同意した上で支援を開始します。

介護予防プランの作成は、利用者の意向をふまえて、指定居宅介護支援事業所のケアマネジャーに委託することもできます。（その場合は、地域包括支援センターが、作成した介護予防ケアプランを確認します。）

《対象》

介護保険を申請し要介護状態区分が『要支援1』『要支援2』『事業対象者(※)』の認定を受けた方

※事業対象者とは、要支援相当の方で、基本チェックリストにより、事業の対象になった方を言います。